第十五条の二　法別表二十三の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十六　略］

第十五条の三　法別表二十三の六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第十五条の四　法別表二十三の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

第十五条の五　法別表二十三の八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

第十七条の二　法別表二十五の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

第十七条の三　法別表二十五の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

第十八条の二　法別表二十七の二の項の主務省令で定める事務のうち経済産業大臣に係るものは、次のとおりとする。

一　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条第三項の高圧ガス製造保安責任者免状（同条第一項の甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状及び第一種冷凍機械責任者免状に限る。第四号において同じ。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　高圧ガス保安法第三十条の高圧ガス製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の返納に関する事務

三　高圧ガス保安法第三十一条第一項の高圧ガス製造保安責任者試験（同法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は第一種冷凍機械責任者免状に係るものに限る。）の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

四　高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）第二条第三号の高圧ガス製造保安責任者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

2　法別表二十七の二の項の主務省令で定める事務のうち都道府県知事に係るものは、次のとおりとする。

一　高圧ガス保安法第二十九条第三項の高圧ガス製造保安責任者免状（同条第一項の乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状に限る。第四号において同じ。）若しくは高圧ガス販売主任者免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　高圧ガス保安法第三十条の高圧ガス製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の返納に関する事務

三　高圧ガス保安法第三十一条第一項の高圧ガス製造保安責任者試験（同法第二十九条第一項の乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状に係るものに限る。）若しくは高圧ガス販売主任者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

第十五条の二　法別表二十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十六　同上］

第十五条の三　法別表二十三の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

第十五条の四　法別表二十三の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

第十五条の五　法別表二十三の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

第十七条の二　法別表二十五の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

第十七条の三　法別表二十五の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

［新設］